2019年9月1日　No164　　発行責任者 田中 孝史

かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶんかべしんぶんかべしん

第164号

郵政産業ユニオン PIWU TOKYO
郵政産業労働者ユニオン東京地方本部
104-0031 東京都中央区京橋3-6-3
京橋通郵便局5F
TEL・FAX 03-3535-5447
piwutokyo@yahoo.co.jp

最低賃金 直ちに1500円

最低賃金は東京１０１３円、神奈川１０１１円、埼玉９２６円、千葉９２３円に確定しました。その結果、１０月から東京、神奈川に勤務する郵便内務１０４０円、外務１１７０円、埼玉、千葉に勤務する郵便内務９５０円、外務１０８０円になります。最賃の引き上げで３０円引き上がることになりますが、この程度の金額では生活改善になりません。

また、地域によって最低賃金の差があることは経済の地域間格差を生んでいます。東京と埼玉、千葉では同じ業務を行っていながら９０円も違います。地域間格差を解消させていくためにも最低賃金を全国一律にしていく必要があります。

計算してみよう自分の時給

郵政で働く時給制契約社員の時給は基本給と加算給の合計額となっています。基本給は以下の通り地域の最低賃金が基礎となっています。

【基本給】

最低賃金（10 円未満の端数は 10 円単位に切り上げる）

＋

20 円（東京の外務はさらに 130 円を加えた額）

＋

【加算給】（基礎評価給と資格給の合計）

基礎評価給は基礎評価ですべて「〇」は 10 円など

＋

資格給はスキル評価Ａ，Ｂ，Ｃの結果に基づく額となります。

これを基に東京内務の場合では

１０２０円＋２０円＝１０４０円

＋加算給となります。

東京外務の場合では

１０２０円＋２０円＋１３０円＝１１７０円

＋加算給となります。

ちまちま上げるな 思い切って上げよ

安倍政権は１０月から消費税率を１０％にするとしています。そうなれば物価上昇を招き、私たちの生活は益々大変になってしまいます。

８時間働けば誰もが普通に暮らせる社会、人間らしい生活ができる社会を実現させていくために、直ちに１５００円を実現させていきましょう。

んぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶんかべしんぶんかべしんぶんか